

令和 6 年第 2 回芸西村議会「定例会」議事日程

令和 6 年 6 月 1 2 日

日程第 1 一般質問

招 集 年 月 日 令和6年6月12日

招 集 の 場 所 芸西村役場議場

開 会 時 間 午前 9時00分

応 招 議 員

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	岡 村 星 弥	○	2	堀 川 友 久	○	3	坂 本 史	○
4	山 本 俊 二	○	5	濱 田 圭 介	○	6	安 岡 公 子	○
7	西 笛 千代子	○	8	仙 頭 一 貴	○	9	小 松 康 人	○
10	岡 村 俊 彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職 員	氏 名	職 員	氏 名	職 員	氏 名
村 長	溝 渕 孝	副 村 長	池 本 尚 彦	教 育 長	池 田 美 延
総 務 課 長	松 本 巧	会 計 管 理 者	高 松 千 恵	健康福祉課長	都 築 仁
産業振興課長	吉 永 卓 史	土 木 環 境 課 長	山 本 裕 崇	企画振興課長	池 田 加 奈
教 育 次 長	佐 藤 大 輔	総 務 課 長 補 佐	池 田 豪	健康福祉課長補佐	荒 井 祐 輔
健康福祉課長補佐	長 崎 寛 司	産 業 振 興 課 長 補 佐	常 光 紘 正	土 木 環 境 課 長 補 佐	山 崎 純 裕
企画振興課長補佐	岡 村 公 順	教 育 委 員 会 課 長 補 佐	岡 村 ま き み		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤 川 薫
--------	-------

【議事の経過】

令和6年6月12(水)

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和6年第2回芸西村議会定例会第2日を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、一般質問を行います。届出順に、順次発言を許します。6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

おはようございます。6番安岡公子。通告に基づいて質問いたします。

まず、本村の幼児教育体制についてです。本村の保育体制は、一般的に、0歳児から3歳児までが保育所、4、5歳児が幼稚園となっています。4、5歳児が保育所に残ることも可能ですが、保育所に、4、5歳児を受け入れる部屋や体制が整っていない。また、3歳児まで保育所で一緒に育ってきた集団のつながりを大切にしたいという観点からも、ほとんどが幼稚園へ進級しているのが現状です。

もともとは、各地域にあった保育所が統合され、幼児教育を望む住民の声から、今の幼稚園と保育所の体制になったという経過と、高知県の学力が低いのは幼稚園が少ないからだという県の指導のもとに、市町村に幼稚園が設置されたという経緯があり、本村に幼稚園が設置されて45年が経過しています。

この間、保護者の働き方も変化し、核家族化も進む中で、幼稚園でも、共働き家庭に配慮して、早朝、降園後、春夏秋冬休み及び土曜日の保育、いわゆる特別保育が行われるようになりました。本来、幼稚園は保育の必要性がなく、教育を希望する子どもに、午前8時30分から午後2時までの利用が対象とされていますが、本村においては、それに該当する子どもが、現在、幼稚園児50人中2人と聞きます。つまり、保護者の就労等により、保育を必要とする圧倒的多数の子どもが幼稚園に入っているという芸西村独特の幼児教育体制があると考えられます。

最近、子育て中の保護者からの声を聞く機会があり、いろいろと寄せられていますので、村民の声を村政に届けるということで少し紹介させていただきます。

まず、Aさんです。「保育所から幼稚園への村独自のルールを変えてほしい。芸西村に来て驚いたことは、保育所を3歳児で卒園すると、幼稚園に進級しないといけなかったこと。お金もかかるし、保育所よりも行事が多く代休もあり、仕事の休みもそのたびに取らないといけなかった。以前は村内で働いている人が多く、それでも構わなかったかもしれない。しかし、今は村外に働きに出ている親御さんがかなりいる。村は、高規格道路ができれば村外への通勤も楽になると、子育て世代への移住呼び込みを行っている。7年後に認定子ども園ができてからでなく、今ある保育所と幼稚園の施設で、幼稚園を保育所の延長のような形にして、共働き家庭が利用しやすいように改善していくことができないか」。

次、Bさんは、「保育所の利用申し込み案内には、0歳児から5歳までが利用できるとあるが、保育所には4、5歳児クラスが開設されていない。また、両親が共働きの家庭は認定子ども園が保育所を利用となっているが、芸西村は認定子ども園はなく、ほぼ自動的に幼稚園に行くシステムになっている。幼稚園では、降園後、保育の必要な方は特別保育を実施していますとあるが、降園後も登園前も保育を必要とする子どもは、保育所利用申し込み案内によると、幼稚園は利用できる施設となっていない」。

そしてCさんは、「芸西ルールのような形で、両親が就労していて、保育所を利用したいと思っているにもかかわらず、幼稚園に行っているのではないかと思います。村外に働きに行っている保護者も多くなっているため、実態に応じた保育、教育環境の充実をお願いしたい」。

この他に、幼稚園の保育時間についてと、夏休み中の弁当の件についての声もあります。幼稚園の保育時間については、「幼稚園の預かり保育が土曜日朝8時からだと、仕事に間に合わない。お迎えが6時も厳しいし、土曜日も平日と同じ7時半から6時半までとしてほしい」、「変則勤務のため土曜日出勤のことがあり、土曜日だけが平日の保育時間と違うのは困る。祖父母や兄弟が近くにいる場合でも、その人たちにもいろんな事情があり、毎回預かってもらえるとは限らない。また、祖父母の家まで連れて行くのが大変な場合もある。土曜日は職場近くの実家に預けているので休ませているが、いつまでも実家には頼れず、平日と同じ保育時間になれば、幼稚園に預けたい」の声が上がっています。

また、夏休みなどの長期休みの弁当については、「保育所は給食があるのに、幼稚園の弁当づくりは負担。特に、夏は食中毒に気をつかう」。

その他にも、「芸西村は子育てしやすいと言われ、いろんな助成がある。しかし、子どもが3、4人について、小さいとだんだん苦しくなる。保育所、幼稚園、小学校、別々の送迎。行事の時、休暇が取りづらい」など。「ヘルプ信号を出して、親など周りに受けとめてくれる人がいればよいが、そうでない人は体調を崩すほど大変。自己責任、家庭の責任にしない支援体制がもっと必要ではないか」の声が上がっています。

このように共働き家庭のほとんどが幼稚園を利用している本村の現状の中では、土曜日の保育時間と夏休みなどの長期休暇等の弁当の問題、この2点については検討していく必要があると思われますが、お考えをお聞かせください。

次に、高齢者福祉の充実についてです。このほど改定された2024年度から26年度までの市町村別介護保険月額保険料は、本村では7800円と高知県でトップとなり、村民からは「こんなことでトップにならんでもよいのに。なんでそんなことになるのか」という声が寄せられています。本村における介護保険の現状と保険料が高くなった経過は、1日目の行政報告で村長が詳しく述べられました。分析も行っていくとのことでしたので、今回の私の質問は、介護予防の取り組みについてお聞きします。

介護保険が県内最低の津野町では、介護予防に力を入れており、在宅で暮らす元気なお年寄りが多いことが要因と分析されています。本村を生きがいを持って元気に暮らすお年寄りが多い村にしていくためには、介護予防の取り組みがますます重要になってくると思われますが、現在どのような取り組みを行っているのか、またこれから取り組もうとしているのかを問います。

また、本村においては、去年度よりあったかふれあいセンターを含む各地域のふれあいセンターやほっとハウスが社会福祉協議会の管轄となりました。社会福祉協議会の組織は、一般的には社会福祉法人で、民間団体だと私は認識していますが、公的施設の民間委託という捉え方でよいのでしょうか。それとも、本村独自の形態があるのでしょうか。以上、お聞きします。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

おはようございます。安岡議員のご質問の幼児教育体制についてお答えします。保育所では、児童福祉法に基づき、就労などの理由で家庭で保育できない保護者に代わって乳幼児を保育しています。

芸西保育所は、「保護者や地域と共に、一人一人の健やかな育ちを支えながら、乳幼児の「現在」が心地良く、生き生きと幸せであることを目指すとともに「未来」を見据えて長期的視野を持って生涯にわたる生きる力を培う」という理念により保育を行っています。

芸西幼稚園は、学校教育法に基づき、教育課程を編成し、「幼児期の発達の特性を踏まえながら、豊かな心・意欲・基本的な生活習慣や態度を育て、生きる力の基礎を培う」という幼児教育を行っています。

芸西保育所には小学校入学まで在籍することは可能ですが、議員ご指摘のとおり、4歳児は例年ほぼ全員が芸西幼稚園に入園しており、その理由も幼児教育を希望される方だけでなく、集団での活動を希望して入園される方も多いことは承知しています。

幼児教育が必要だという選択をされ、幼稚園に入園した家庭であっても、働き方や家族の在り方が変わってきたため、平成6年度より幼稚園でも特別保育を導入し、その後も時間や期間を拡充していくことで、幼児教育を受ける選択ができる体制を整えてきたのが現状です。

一方で議員ご承知のとおり保育士のなり手不足により、さらなる時間延長は困難な状況ですが、居残り保育の審査についての見直しも含めて、対応を検討していきます。

次に、土曜日や長期休暇中の給食についてですが、あくまで特別保育の期間ですので給食の提供は行っておりませんが、近隣市町村の対応も参考にし検討していきます。

○ 岡村 俊彰 議長
都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

おはようございます。安岡議員の高齢者福祉の充実についてお答えします。

まず1点目、介護保険料の抑制対策につきましては、各自治体が地域の実情に応じた取り組みを試行錯誤しながら行っているところです。当村でも、他市町村の事例なども参考にしながら、高齢者に向けた介護予防事業はもちろん、子どもの時からの健康づくりへの取り組みも合わせて行う必要があると考えております。今回議員からは、介護予防についての取り組みについてのご質問ですので、昨年度の取り組みと本年度の取り組みについて主なものを紹介させていただきます。

令和5年度については、地域包括支援センターを中心にあったかふれあいセンター等で、年間を通じて、体力測定や口腔機能の維持向上を目的とした教室や栄養教室、レクリエーション交流会など、フレイル予防教室として年間46回開催しました。7月には音楽療法講演会を開催し、8月、10月、11月には楽々介護教室、9月には認知症予防講演会を外部機関等にご協力いただき開催しました。5月から12月にかけて、全20回開催しました健康マージャン教室には、第1期生として15人が修了され、本年1月からは自主サークル活動を開始しております。3月には村内の量販店へ出向き、フレイル予防啓発イベントも開催しました。また、令和4年度に地域で支える仕組みづくりとして立ち上げたボランティア組織「ちょいボラ」では、ゴミ出しや草引きなどちょっとしたボランティアを行い、15件の活動実績がありました。

令和6年度についても、あったかふれあいセンター等でのこれまでの介護予防事業に加え、自分が望む医療ケアについて話し合う人生会議についての講演会なども計画しております。

次に、2点目の社会福祉協議会についてのご質問ですが、まず、ふれあいセンター事業の社会福祉協議会への移管の経緯についても説明させていただきます。あったかふれあいセンター事業は、平成21年10月から社会福祉協議会へ委託しており、令和5年度からは、既存のふれあいセンター事業をあったかふれあいセンターへ統合することにしました。

ふれあいセンターは、村民に対する生涯学習の普及推進を図る目的をもって、教育委員会の生涯学習館所管の事業として、村内の4か所で始まりました。当初は、生涯学習の普及・推進、生涯学習に必要な資料の斡旋等、生涯学習活動の中心としての機能を果たしておりましたが、現在は利用者の高齢化等に伴い、生涯学習の拠点施設としての機能よりも、地域住民の集いの場としての機能を求められるようになってきていました。

また、利用者からも、実情に即した形での施設の運営を要望されており、地域住民の集いの場としての機能だけではなく、地域福祉活動の推進施設として、個人や世帯が抱える日常生活での相談や、独居高齢者の見守り活動を行う場所への転換を検討してきたところです。

そのため、令和5年度からあったかふれあいセンター事業として統合し、個別事例に対する情報の共有化や支援体制の一本化、また村職員だけではなく、あったかふれあいセンターのコーディネーターがかかわることで、全体を俯瞰した地域ごとの課題への取り組みを図っていきたいと考えております。

社会福祉協議会の組織についてのご質問ですが、現状、健康福祉課長が社会福祉協議会の事務局長を兼務する形はとっておりますが、社会福祉協議会は、社会福祉法で定められている組織で、地域福祉の推進を目的として、地域住民や福祉活動団体、福祉事業者等の参加によって構成される民間団体であり、村からの補助金や事業委託金等で運営が行われております。

村は引き続き、あったかふれあいセンター事業の実施主体として、社会福祉協議会は事業受託者として、

多くの職員がかかわり、多様化する利用者の意向に沿った、行政だけでは対応しきれなかった、柔軟できめ細かい対応を期待しております。

また、あったかふれあいセンターは、介護予防事業の身近な拠点でもありますので、これまでと同様に地域包括支援センターや保健師、社会福祉協議会とも連携し、県にもアドバイスをいただきながら、介護予防事業を進めていきたいと考えております。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

6 番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

答弁ありがとうございました。再質問いたします。土曜日の保育の件と夏休みの弁当については、対応検討ということです。

特に、夏休みの弁当については、村外の 1 事例ですが、隣の香南市では、夏休みは業者から弁当を取るという方法で保護者負担を軽減しています。弁当は無料で、出席の申し込みと同時に把握され、急な欠席にも対応してくれ、職員の事務負担はほとんどないとのこと。しかも、業者が残飯、ゴミ回収もしてくれるということで、こんな方法もあるという 1 事例です。

土曜日の保育時間、夏休みの弁当、行事など困る家庭は、保育所に残るという選択肢もありますが、そうなった場合、3 歳児まで育まれてきた集団が分断というか分かれるわけで、集団保育の中で培ってきた大切な仲間づくりを壊してしまうということになってしまいます。そして、またそれが小学校になって一緒になるという不自然さが出てくるのではないかと考えられます。

子どもにとっては保育所からの同じ集団の中で育ち合うという集団保育とこころの発達の観点からも、幼稚園へと進級するのが、今の体制の中では一番無理がないと考えられます。しかし、ほとんどが共働きの保護者にとっては、保育所の延長のような幼稚園体制を望む声が出てくるのは、当然ともいえるのではないのでしょうか。「今の時点では、現在の保育所から幼稚園への体制の中で、共働き家庭が利用しやすい幼稚園をつくっていくことがベストではないか」という保護者の声が多いようです。

この問題は、将来認定こども園ができれば解決するとも思われますが、今現在の保護者と子どものことを考えると、認定こども園ができるまで待つことはできない現在進行中の問題です。共働き家庭が利用しやすい幼児教育体制をつくるために、土曜日の保育時間や夏休み中の弁当など改善していく課題があるということに改めて強くいたします。

次に、ふれあいセンターの活性化についてお聞きします。各ふれあいセンターが社会福祉協議会に移管されたとはいっても、本村の健康福祉課長が社会福祉協議会の事務局長を兼ねているということからも、本村は他の市町村とは違い完全民間委託ではなく、主体が村にあるという県下の他の市町村にはない独自の運営がなされていると考えられます。

そこで、ふれあいセンターの活性化についてお聞きします。介護予防の観点からも、各ふれあいセンターの役割は重要と思われます。ふれあいセンターは、高齢者だけでなく、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用できるとされていますが、そのことが村民に周知されておらず、まずどこにあるのかが分かりづらい。ほっとハウス、あったかなど名前がいろいろで各施設にどんな特色があり、何をやっているのかが分らない。お年寄りの通うところと思っている人も多く、「ふれあいへ行くほど、まだ年を取っちゃあせん」という人もいます。ふれあいへ行ったらコーヒーを出してくれて、友人同士で行っておしゃべりもできるということを私はほんの最近知りました。このところ、コロナ以来、利用人数が減ってきているようですが、ふれあいセンターににぎわいを取り戻す取り組みが必要ではないでしょうか。

また、交流、体操や脳活性化させ健康寿命を延ばす取り組みも、各ふれあいセンターが担っているわけで、職員がスキルを高める研修なども行い、職員が利用者同士をつなぎ、大人も子どもも足しげく通いたくなるような取り組みが求められているのではないのでしょうか。

そのことに、村として今以上、力を入れていくべきではないかということを提案して、私の一般質問を終わります。

○ 岡村 俊彰 議長

池田教育長。

○ 池田 美延 教育長

おはようございます。安岡議員の再質問にお答えをいたします。先ほどの次長答弁と重複している部分もございますが、お答えをいたします。

まず、居残り保育の時間でありますとか、特別保育の時間などにつきましては、保育所・幼稚園ともに村外での共働き世帯の増加でありますとか、世帯状況の変化に対応するために、これまでも拡充をしてまいりました。特に、幼稚園では、幼児教育を受ける機会を損なわないように、平成6年度には16時までの特別保育の開始、9年度からは時間を17時30分まで延長、10年度には夏季特別保育の開始、18年度からは特別保育の時間を18時まで延長、25年度からは土曜日保育の開始、27年度からは平日の7時30分からの早出保育を開始するとともに、特別保育の時間を18時45分まで延長。28年度からは春休み、冬休みの特別保育の開始をするなど、拡充をしてきたところでございます。

質問にございました芸西幼稚園の土曜日保育につきましては、24年度に、保護者からの要望もあり、開設に当たりまして可能かどうかを協議していく中で、小学校で行われております学童保育と同様の時間でありますとか、勤務体制ならば、開設が可能であるという結論に至り、25年度の途中から開始をしたと伺っております。

しかしながら、土曜日保育の時間帯が問題で幼児教育を受けさせたいのに、その機会を損ねてしまうということになりますと本末転倒でございますが、時間を長くしますと、その分、保育士を確保しなければならなくなります。議員からも、3月議会で、保育士の人材確保についてのご質問をいただいたとおり、保育所・幼稚園ともに、保育士不足、教諭不足の解消が必要な状況でございますので、今後、居残り保育でありますとか、特別保育の申請を受ける際、認定について、今まで以上に厳格な審査が必要となってくる可能性もございますが、必要な保育・教育が、必要としている子どもに届くことを一番に考え、開設時間につきましては、今後可能かどうかも含めまして検討をしてまいりたいと考えております。

夏休み中の弁当につきましては、近隣市町村では既に活用の事例があるとのことでございますので、近隣市町村の活用状況も参考にし、法制度でありますとか衛生面などについて、県とも協議をしながら、当村では可能かどうかも含め、検討をしてまいりたいと考えております。

また、本年度は、令和7年度から11年度までの第3期子ども子育て支援計画を策定する年でございますので、地域の子育て家庭の状況でありますとか、子育て支援へのニーズを把握し、反映させるためのアンケートを村内在住の小学生以下のお子さんがある世帯を対象に実施をいたします。そこでいただくご意見を、策定の基礎資料としまして、今後の子育て支援に反映してまいりたいと考えております。

○ 岡村 俊彰 議長

都築健康福祉課長。

○ 都築 仁 健康福祉課長

安岡議員の再質問にお答えします。ふれあいセンターの活性化ということですが、ふれあいセンターは、平成7年に村民が誰でも利用できる施設として、老人憩の家から名称をふれあいセンターへ変更しております。

ただ、議員ご指摘のとおり、近年は高齢者が利用する施設として認識されている方が多いように思います。これまで介護予防事業など、高齢者を対象とした事業が多かったことが要因ではないかというふうには考えております。

また、コロナ禍の影響で減少していた利用者は、徐々に回復してきましたが、利用者の高齢化や固定化で新規利用者の開拓につながっておらず、コロナ禍以前の水準には戻っていないのが現状です。また、コロナ禍前には、教育委員会と連携し、放課後子ども教室の一環として、月に2、3回程度、小学生を対象とした事業も開催しておりましたが、現在は開催されておられません。

あったかふれあいセンターは、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、必要に応じて、さまざまな専門機関に相談や悩みをつなぐことができ、地域の誰もが集まれる居場所として始まっております。本年度は、あったかふれあいセンター事業の実施に向け、ふれあいセンター職員との面談や課内での話

し合いを行い、利用者からの要望や職員からの提案などを受け、まずはふれあいセンターに足を運んでもらうことを目標に、効果があると思われる対策から取り組んでいくこととしました。

その一環として、これまで停留場所と時間を決めて運行していました送迎サービスを、自宅から各センターまで送迎できるよう、デマンド運行を試験的に導入しました。コロナ禍で休止していたふれあいだよりを再開し、手芸などの手順や体操などを、テレビの大画面で動画視聴ができる機器を各センターへ設置しました。また、センターへ来たことがない方や農作業の合間など、ちょっとした空き時間に足を運んでもらおうと、ドリップしたコーヒーの無料提供も始めており、6月のふれあいだよりで広報を行ったところです。

今後は、教育委員会にも確認する必要もありますが、子どもの放課後や長期休暇中の居場所として、また現在ほっとハウスを利用されている子育てサークルとも連携した多世代間の交流事業などにも取り組んでいきたいと考えております。また、議員からご提案もいただいております、職員のスキルアップ研修や利用者獲得のための戸別訪問などにも取り組んでいきたいと考えております。

担当課としましては、子どもから高齢者まで誰もが健康で住み慣れた地域で過ごすことができる村づくりを行ってきたところです。要介護状態になるのを少しでも遅らせ、健康寿命を延伸することが重要と考えております。そのためには、バランスのよい食生活や運動習慣の継続、自分の健康状態を知るためのがん検診や定期健診の受診が基本と考えますので、本年度は各団体の会議等へ出向くなど、広報、啓発活動に重点的に取り組む予定です。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。安岡議員からは、幼児教育体制と高齢者福祉の充実についてご質問をいただきました。教育問題につきましては教育次長、教育長の方から答弁がございましたので、私からは高齢者福祉の充実についての再質問にお答えをさせていただきます。

今回芸西村が介護保険料の基準月額で、県下では一番高額との報道もありましたけれども、これに関連して介護予防の重要性や、ふれあいセンター事業の在り方について、今回お尋ねがあつて担当課長の方から答弁をさせていただいたところでございます。

この課題は、今議会の行政報告でも触れさせていただきましたけれども、地域ごとに介護サービスの種類や需要と供給のバランスが異なっているために、介護保険料にも地域差が生じているものでございます。制度本来の趣旨からすれば、必要な方へ過不足なく適切にサービスが提供されることが、健全な制度運営につながるものと考えております。

本村のように、他の自治体に比べまして、施設サービスに恵まれている環境が、高額な基準月額の一因となっているものと捉えております。こうした施設サービスに恵まれた環境が、基準月額が高くなるから好ましくないとは一概には言えませんが、一方で、在宅サービスの利用者が少ないことで、関連事業者が、規模の縮小とか撤退などをしてしまいますと、ますます施設サービスへの依存度が高くなってしまうというような悪循環に陥ることは、懸念をされるところでございます。

当面の抑制対策としては、議会冒頭にも触れましたけれども、村民一人一人が施設サービスに頼りすぎずに、住み慣れた地域や自宅でする限り元気に生活を続けていただくための生活習慣を身につけていただくことが何よりも重要になってまいります。

これまで関係者とともに、各種の啓発活動は続けてまいりましたが、さらに行政として具体的に何ができるかを、担当課だけでなく、全庁的な視点でも考えていく仕組みづくりも現在検討しております。

もちろんご質問にもありましたような、ふれあいセンターの利活用や効果的な介護予防事業の展開なども含めまして、職員や利用者からのご意見、先進的に取り組まれている自治体の取り組みなども十分に参考にまいります。その上で、地域包括支援センターや社会福祉協議会、関連事業者や地域の医療機関など、多くの関係者からご助言をいただきまして、柔軟かつスピード感を持って取り組みを強化してまいります。

あわせまして、議会冒頭でも申し上げましたが、今後の人口減少を見据えた介護需要と供給体制のバランスや、過度な負担増とならない公費負担の在り方など制度設計や運用の見直しなどについても、国・県へ強く要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
8 番仙頭 一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

おはようございます。8 番仙頭です。通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。まず、事業の補助率の見直しを行うべきではないかということで質問させていただきます。

本村にもいろいろな補助制度があります。近年できたものもあれば、昔からあるものもありますが、補助事業の補助率の見直しをするべきではないかという主旨なんですけど。具体例としまして、これ私が実際に感じたことなんですけど、集会所の建て替えの補助金を一つの例として挙げさせてもらいます。集会所の建て替えは、芸西村集会施設整備事業補助金交付規程の中で、第 1 条から第 7 条で定められているものです。平成 11 年 5 月 21 日から適用になっており、附則は平成 13 年 7 月、8 月、平成 21 年と 3 回行われています。25 年前に適用され、一番新しく改正されたものでも 15 年前です。何もなくても見直す時期が来ているのではないのでしょうか。

また、今日では、物価高騰により 10 年前と比べても生活は違います。本村の基幹産業である農業も売り値は向上せず、係る経費は上がる一方だと聞きます。身近に感じられることと言えば、自動販売機の飲み物も随分と値上がりしています。本定例会にも、物価高騰対策として、物価高騰対策重点支援地方創生交付金として定額減税補足給付金が上がっています。これは以前と比べ私たちの生活が変わっているということが、民間から見ても、行政の視点から見ても分かるということです。

材料費も人件費も上がっているのに、同金額の補助率で、同品質のものができないのは当然のことです。これによってもたらされるのは、行政サービスの不公平であり、地域住民の負担でしかありません。本村には集会所が 20 か所以上あり、今後建て替えをしていかなければならない集会所もあると思います。現在の補助の内容だと負担の大きさに躊躇してしまうのではないのでしょうか。補助金の内容の見直しを行うべきではないかと思いますが、村長のお考えをお聞きます。

次に、耐震化の補助金についてお聞きます。3 月定例会の当初予算で、前年度より木造住宅耐震改修設計補助金 142 万円増の 178 万円。木造住宅耐震改修補助金 441 万円増の 931 万円。老朽住宅除却事業補助金 503 万円増の 670 万円。避難路沿道ブロック塀耐震対策補助金 204 万円増の 244 万円など大幅に増額されています。これは今年の元旦にあった能登半島地震の影響だと思います。県も震災に対する危機意識の高さを考慮して、補助金を増額したと推測はできます。しかし、この 6 月時点で、もう予定した補助金の枠に達していると聞きました。村長の施政方針にも、昨年を上回るペースで相談等を受けており、今後、国・県の予算要望の際には追加を予定しているとおっしゃっていました。

当初予算から 3 か月足らずで予算がなくなるのは、関心の高さがあるからかもしれません。しかし、事業の決め方には問題があると感じます。緊急に対応しなければならない事案が起こった場合、対処が遅れるのではないのでしょうか。当初に全部決めるのではなく、前期・後期に分けて募集するなど、方法はいくつもあります。また、予算要望が通らなかった場合、村単独で事業を拡充する可能性はあるのか、行う予定はあるのかをお聞きます。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

おはようございます。総務課から仙頭議員の事業の補助率に関するご質問についてお答えをさせていただきます。現在の経済状況は、円高や原材料価格の高騰、人手不足などにより、身の回りの物の多くが値上がりしており、村民の生活にも大きく影響し、家庭における経済的負担も増加しているものと認識をしております。

ご質問の事業の補助率に関してですが、補助事業には多くの事業があり、国や県の補助金を伴う大規模な補助事業や村単独の補助事業などもあります。また、補助事業を行う実施者も、自治体や企業、各種団体や個人などさまざまです。

補助率につきましては、補助事業の支給要件の中で定められておりますが、一般的には補助事業の目的や効果、受益者数、公共性の高さなどで設定されるものと認識しております。

補助事業を実施する上で、補助金以外に必要な費用につきましては、事業の実施者が負担することになりますので、個人や団体が実施する補助事業におきましては、個人や団体が一定の負担をする必要があります。

今回のご質問を受けまして、補助事業について協議をしましたが、特定の事業において、経済や受益者の状況によりまして補助率そのものを増減させるということは、これまでに事業を実施してきた者との公平性や、その他の補助事業との関係からも適切でないのではないかと考えます。

しかしながら、物価高騰等により事業費自体が増加していることも事実ですし、現在の補助制度では事業費の総額が膨らみ、基準額の中では十分な事業が実施できないといったことも想定をされます。そのため、補助率そのものではなく、物価高騰による事業費の増加を踏まえまして、補助対象事業費や補助基準額の見直しについては検討の余地があるものと考えております。

補助対象事業費等を見直すことで、補助金額の増額にもつながりますので、特に国や県による基準の定めがない村単独の補助事業におきましては、現行の補助限度額等と実際の事業費がどのような状況にあるかという確認を行うことが必要であると考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

おはようございます。仙頭議員の耐震化の質問に担当課からお答えいたします。

耐震化の補助金につきましては、芸西村住宅耐震改修費等補助金として耐震設計費を 35 万 6000 円、耐震改修費を 165 万円を上限に補助しております。県の定める補助金交付要綱の限度額いっぱいまで受けられるよう、村の補助金額を引き上げるなど今年度見直しを行っております。

「補助金がないと聞いた」といった件につきましては、能登半島地震の影響により、例年より多くの希望者が来ると予測して、今年度は予算額を増やしておりましたが、計画数に達しましたので、耐震設計の受け付けを一旦止めております。既に交付決定している分につきましては、設計業務が完了次第、改修工事へ進むと見込んでおります。

近隣の市町村にも、住宅耐震化補助金の受付状況について問合せしましたが、どこも例年より多くの申請が来ており、中には当村と同様に受け付けを止めているところもあり、対応に苦慮しているようです。

予算につきましては、不足が生じないように過去の実績を基に計上している一方で、毎年予算を消化できずに繰り越しをしており、どれくらい事業希望者が来るのか見極めが難しいところです。今年は相談件数が多く、4 月に入りましてすぐに申請を受け付け、5 月下旬には計画数に達しました。

すぐに予算がなくならないように、受付の期間を設けたり、緊急度合いが高いものから対応するなど優先順位をつけるなどして受け付けしてはどうかとのご意見ですが、耐震診断や耐震設計は耐震の有無や耐震性を持たせるために改修をどのように行うか設計をするものでありますので、優先順位をつけるための判断基準を設けることは難しいです。相談を受けていても、実際に申請するかは分かりませんので、公平性を保つためにも申請書を受け付けた順に審査し、要件を満たしたもののから決定しております。

昭和 56 年 5 月以前に建築されている家屋が対象になりうることは、既に皆さんご承知かと思っておりますので、対象となる家屋にお住まいの方は、早く対策をしていただきたいと思います。

耐震化事業につきましては、国・県の補助金を財源に実施しておりますので、計画数については国・県の予算配分にもよります。補助金については、これまで村が要望した額は概ね認められてきておりますが、全国的にも耐震化への重要性が高まっておりますので、要求どおりの金額が配分されるかは定かではありません。

追加要望の時期につきましては、例年どおりでございますと、県は 7 月末頃、国では 9 月末頃に調査がありますので、その際に要望いたします。相談が寄せられている今、耐震化を進めていきたいところではあります。予算には限りがありますので、補助事業を希望する場合はお待たせいたします。予算が確保できましたら、暫時受け付けを再開いたしますので、しばらくお待ちいただくようお願いいたします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長

村単独でやるかどうかの答えが。

○ 吉永 卓史 産業振興課長

失礼しました。村単独で事業をやる考えは、担当課としては考えておりません。国・県の補助事業を基本に制度設計しておりますので、基本的には国・県の制度を受けて補助事業としてやりたいと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

8 番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

再質問をさせていただきます。答弁ありがとうございました。補助率の件については、補助率はそのままで、他の対象費用などの拡大を行って対応するというお答えだったと思いますが、補助率の見直しをした方が一番簡単で、シンプルでいくんじゃないかと思って、そういうふうな質問をさせていただいたんですが、実際にやってみないと分かりませんし、それで対応していただいて、様子を見て、それに合った対応を今後していただきたいと思います。

それと、耐震化の件ですけど、村単独で行う予定はしていないということでしたが、別に、毎年やってくれというわけではないんです。今回の件については、始まって3か月足らずでなくなったので、その分、村単独でやるべきではないかと思って質問しました。

結構こういうのって、時期というか、やっぱりそういうのも大事だと思うんです。他人の不幸を見てと言ったら失礼な言い方ですけど、自分に置き換えて危機感があるから、こういう相談が増えると。それに対して、その時期だけでも、村が単独で対応していくというのが、私は行政のある姿だと思います。村長のお考えをお聞きます。

○ 岡村 俊彰 議長

溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

仙頭議員からは、事業の補助率の見直しについてと耐震化補助金についてご質問いただきました。概ね担当課長の方からお答えさせていただきましたが、私の方から重複する部分はお許しをいただきまして、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、補助率等の見直しについてですが、補助制度の目的や手法はさまざまでありまして、特に国の事業などでは、期間を限定して高い補助率などで事業を強力に推進していくようなケースもございます。しかしながら、小規模な自治体を実施している継続的な補助事業などでは、これまでの実績や均衡性の確保などの観点から、補助制度の内容を大きく変更することは難しい一面がございます。

また、補助率の変動等につきましては、事業実施者に有利になるような変更は理解を得られやすいのですが、不利となるような変更は現実的にはできないといった側面もございます。

補助事業の趣旨から申し上げましても、受益者にとって負担が少ないのに越したことはありませんので、地元施工補助金、例えば道路整備でありましたら 80%や集会所改修は 75%など、地域での公共性の高い事業では補助率も比較的高く設定はされているというところでございます。

そのため周辺自治体の動向も情報収集しなければいけませんが、課長答弁にありましたように、事業実施者の負担が大きいからという理由で、そのまま補助率を容易に変動させることは、大変難しい作業と判断をいたしますけれども、一方で近年の社会情勢から、事業費が以前と比べて高騰し、実施者の負担が増大していることは、これは現実でございますので、補助対象事業費の基準額等の設定について、検証を加えることは大変有意義なことと考えております。

次に、耐震化補助金についてです。補助金予算の不足につきましては、先ほどからもう説明をしておりますけれども、今年は能登半島地震や宿毛市での震度 6 弱を観測した豊後水道の地震を受けまして、危機感を

覚えた方が家屋の耐震化に必要性を感じて、希望者が一気に増えたことが原因と捉えておりまして、多くの市町村で一時的にお断りせざるを得ない状況にありますのは、先ほど課長が申し上げたとおりでございます。

予算編成につきましては、担当課からの予算要求を受けまして、内容を精査しておりますけれども、特に耐震対策費用につきましては、必要額を予算化しているものの実際にはなかなか消化しきれずに、毎年繰り越しをしている状況であります。県などにも、その年度に実施可能な計画量で要望するのが原則でありますので、この点をご理解をお願いをしたいと思います。

それから、課長答弁でも申し上げましたが、耐震化補助につきましては、国・県の補助金を財源に実施をして、適宜要綱を見直ししております。今年度は、県がさらなる耐震化を推進するに当たり、補助金額を増額したことに合わせて村も見直しを行いまして、希望者の負担を軽減すべく実施をしているところでございます。

村単独の費用を用いて事業を進めるといった考えはないかとのこと指摘はいただいているところですが、この事業につきましては国・県の補助金を財源にして、一体的に制度設計をしておりますので、国・県からの補助金が見込めない状況のまま増額いたしますと、全額村の持ち出しになります。また現在、国・県補助といった有利な制度があり、年度内に追加予算の配分がある見込みにもかかわらず、これを待たずに、一時的に全額を村の負担で対応することは承認を得ずに着手をするということになりますので、補助事業の運用上認められていない手法となります。

従いまして、国・県の制度を活用せずに、単独事業として進める考えは、現在のところ持っておりませんが、この国・県補助事業が今後どの程度の期間、どの程度の額で継続していただけるものか是不透明でございますので、少しでも住民の不安を早期に解消できる手厚い補助制度が長く継続するよう、地域の実情、住民の声を要望として強く訴えてまいりたいと思います。

繰り返しになりますが、幸い今年度については追加の要望調査もあると聞いておりますので、状況を見極めて、必要額を要望するとともに、確保の見込みが立てば、予算計上をしてみたいと思います。

事業の利用を望む方にとりましては、もどかしい状況でありまして、大変ご心配をおかけするところではありますけれども、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

それから、全般的なことですが、補助金とか負担金の事業、これは一旦設定をすれば、漫然と続いていくというものではないというように、私個人では考えております。従いまして、スクラップアンドビルド方式、もしくはサンセット方式で、一定の年数、一定の定期的に見直しを行うべきであろうというように考えております。それで必要性が、効果が十分確保されているということであれば、そのまま次の期間まで継続をするという決定をすればいいだけのことでありますから、全般的にそうしたものを定期的に見直す、そうした仕組みも作っていきたいと思っております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
8 番仙頭 一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

8 番仙頭です。再々質問させていただきます。質問というかですね、補助事業の内容のことなんですけど。集会所の補助事業の金額というのは、上限に基づいた、世帯数に応じた金額または建築面積掛ける 35 万円のいずれか少ない額とするという文章があるんですけど。世帯数に応じた金額という算出された方法も、一番初めに言いましたように、もうはるか昔の話です。

それと、建築面積掛ける 35 万円のいずれかと。今、35 万円で家立ちませんよ。小屋建てるわけじゃないんですから。集会所は、災害時は避難所にもなる場所です。安全な建物でなければいけないと思います。そういった面からも見直しをお願いします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

仙頭議員の再々質問にお答えいたします。集会所補助金の事業の算定につきましては、議員が申されます

ように世帯数がベースになっております。これは一つやっぱり建物規模というのは、やっぱりその世帯数、あるいはその住まれている人口によって、一定決まってくるということがあると思います。

それと、建築面積掛ける 35 万円の単価、これは長い間変わってないところでございますので、この辺は先ほどの答弁で申し上げましたように、この基準が妥当であるかどうかいうことは、これから検証していく必要があるものというふうに考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長

暫時、休憩します。

〔休憩 9 : 56〕

○ 岡村 俊彰 議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔再開 10 : 06〕

7 番西笛千代子君。

○ 西笛 千代子 議員

おはようございます。7 番西笛千代子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、不登校児童・生徒の健康診断についてお聞きいたします。5 月に放送があったテレビ番組にて、健康診断を受けられない不登校児に健康リスクという特集番組がありました。番組内では、健康診断を受けていれば見つけた疾患が、不登校時に健康診断を受けていなかったために、20 代になった今、側弯症や口腔内崩壊により不自由な生活を送っているというものでした。

その方は、小学校 3 年生から中学校 3 年生まで不登校だったそうです。7 年間検査を受けていませんでした。異常を感じ受診した病院では、小学校、中学校で何か言われなかったのかと問われたそうです。側弯症は、もし健康診断を受け、成長期に見つけていれば、コルセットで治療ができる病気だったとのこと。番組内で不登校児の健康診断の調査にて、2017 年のデータではありますが、毎回受けていたのは 1 割。受けた時と受けなかった時があるが 3 割、ほぼ受けなかったが 4 割だったとのことでした。

不登校でも、子どもに健康診断を受けさせたいと願う保護者ですが、健康診断は決まった日に、学校にて集団で行うのは芸西村でも同じであるかと。ただ、さまざまな理由で不登校になった子どもたちにとっては、健康診断のために学校行くことはハードルが高いと考え、来校が困難な場合の対応も必要であるように感じます。

令和 4 年 12 月議会にて、同僚議員が、不登校児童・生徒の現状と対応についての質問をした際、次長答弁にて、年間 30 日以上欠席している児童・生徒は、小中学校とも数名が該当するとのことでした。本村の不登校児童・生徒の現状について、健康診断を受けられていない児童生徒はいるのかお聞きいたします。

また、大阪府吹田市では、3 年前から小中学生が学校外で健康診断を受ける際、費用を補助する仕組みがあるようですが、本村では、個人での受診、学校医以外でも受診は可能なのでしょうか。以上 4 点についてお伺いいたします。

次に、ハラスメント行為の対応についてお伺いします。最近、新聞報道、ネットニュースなどで、ハラスメント行為によるトラブルのニュースが毎日のように流れています。最近、特に目にするのは、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラです。今朝も四国のニュースにて、伊方町のニュースが流れていました。本村でも起こり得ることではないでしょうか。

職員は住民の人と、教育施設では保護者と接するわけですから、もしハラスメント行為を受けたときの対処は重要だと考えます。行政・教育機関でのハラスメント行為、これは内部ハラスメントも含みます、現状と相談窓口や対応マニュアルなどはあるのか、個人が特定されない範囲内でお答えいただきたいと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

西笛議員のご質問の不登校児童・生徒の健康診断についてお答えします。

まず、不登校児童・生徒の現状についてですが、小学校は本年5月末現在、30日以上欠席児童はおりません。中学校では若干名該当者がいますが、校内サポートルームの利用を促すなど、登校につなげていくよう取り組んでいます。

次に、健康診断を受けていない児童・生徒についてですが、初回の学校での健診を未受診の場合は、教員が学校医の医療機関に引率し受診をいたします。この再受診の機会に欠席した場合は、各家庭に受診期間等を示した個別の案内を配布し、家庭毎に受診していただく形となっております。本年度は、小学校、中学校とも未受診者が若干名おりますので、今後、各家庭に受診を依頼する文書を配布する予定です。

次に、個人で受けることが可能かについてですが、2回目の再受診ができなかった児童・生徒につきましては、各家庭において学校医の医療機関で受診していただくこととしています。

最後に、学校医以外での受診についてですが、学校医は児童・生徒の健康管理の役割を担っていること、さらには健診費用について学校医との委託契約により公費負担としていますので、健康診断は、学校医の医療機関で受診していただくこととしています。

続いて、教育機関でのハラスメント行為の対応についてお答えします。カスタマーハラスメントの現状についてですが、担任には日々保護者からさまざまな連絡が入ってきます。その中で、重要なものに関しては管理職に連絡・相談があります。また、管理職に直接連絡があるものもあります。いずれの場合も教育機関として対応に苦慮しているという事例はありません。

次に、ハラスメント行為に対する対策の取り組み状況についてですが、毎月、職員会議の中で都度指導し、さらに学校長、事務職員等が不祥事防止の研修を概ね月1回程度実施しております。児童へのわいせつ行為や体罰等の研修も同様に実施を計画しております。

最後に相談窓口や対応マニュアルについてですが、相談窓口は学校長となっており、仮に学校長がハラスメント等の対象の場合は、教頭が窓口となる旨、職員に周知しています。また、対応マニュアルに関しましては、令和5年7月11日付の「市町村立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアル」に従って対応しております。

○ 岡村 俊彰 議長

松本総務課長。

○ 松本 巧 総務課長

西笛議員のハラスメント行為に関するご質問に総務課から、行政機関における対応につきましてお答えをさせていただきます。

ハラスメントの種類は数多くありますが、行政として関連してくるハラスメントを大きく分類しますと、組織内部におけます、いわゆるパワハラやセクハラの職場環境における問題と、来庁者から職員に対する過度の要求やクレームといったカスタマーハラスメントの2つに分けることができます。

職場内部におけるハラスメントにつきましては、近年、上司から部下へのハラスメント事案の報道などもよく目にするところですが、芸西村でのハラスメント防止への取り組みとしましては、令和2年9月に「芸西村ハラスメント防止に関する方針」を定めておりまして、職場におけるハラスメントの内容の明示や、防止策、生じた場合の対応方法などを取りまとめております。

相談窓口につきましては、内容に応じまして所属長や保健師、総務課長などが対応することになりますが、上司等に相談しにくい場合もあると思いますので、外部の保健師による健康支援室を毎月2回開設し、誰でも秘密を守って相談できる体制をとっております。

相談内容はハラスメントに限らず、健康面や仕事上の悩みなど幅広く、聞き取りやアドバイスを行っており、まず相談できる場所を設けることで、職員の精神的、肉体的な不調を未然に防止する取り組みを進めております。

一方、自治体業務における住民対応や窓口業務におきましても、一般的にカスタマーハラスメントと言われる、暴言や暴力、過度の要求などの問題が報道されておりまして、全国の自治体におきましても増加しているものと思われます。

芸西村におきましても、重大な事案はないものの、職員の対応に対する感情的な言動や、役場の業務に直

接関係のない個人的な主張の長時間の電話連絡や現場対応の要求など、広い定義でハラスメントと言えるような事象は見受けられます。

芸西村における対応策といたしましては、平成 17 年に「芸西村不当要求行為等への対策に関する要綱」を制定し、職員の安全と事務事業の円滑、かつ適正な執行を確保するように対応方法などを定めております。

また、課長級の職員等につきましては、高知県公安委員会が主催します「不当要求防止責任者講習」を、就任時と以後 3 年ごとに定期的に受講することで、社会における現状の把握や不当要求に対する適切な対応などの知識を深めております。

いずれにしても、職場において個人の人格が尊重され、お互いに信頼し合い、生き生きと仕事ができる職場環境を整備することが大切でありますので、そのためには、職員一人一人がハラスメントに関する正確な知識を持ち、ハラスメントをしない、させない取り組みを進めることが重要だと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
5 番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

5 番の濱田です。通告に従いまして質問いたします。まず最初に、前回の議会でのご答弁に対しまして、今議会で質問することにつきましては、正直なところどうかと思ったところではありますが、ルール上問題ないということですので、質問させていただきます。

村長は 3 月議会におきまして、2 期目の成果と総括について答弁されました。さまざまな政策につきまして、時には 1 期目の状況等も交えながら詳細に説明されましたが、政策の実施や成果よりも、それぞれの政策が村民生活にどのように影響したのか、どんなプラス効果を及ぼしたのか、また、どのような課題が残っているのか、このことが村民の皆さんが最も聞きたいことではないでしょうか。

個々の政策等についての答弁は求めませんが、多くの村民の皆さんが業としている農業、さらに村民の皆さんの関心が高いふるさと納税について、政策が村民の皆さんの生活に与えた影響や効果をお聞きします。以上です。

○ 岡村 俊彰 議長
溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長

濱田議員からは、3 月議会での私の総括についてご質問いただきました。その中で、それぞれやってきた事業が村民生活にどのような効果や影響があったのかという質問のご趣旨かと受けとめました。3 月議会では一つ一つの事柄を検証いたしますと大変な時間を要しますために、それぞれの分野を総括的に答弁させていただきました。ここで再び貴重な時間をいただき同様の答弁を申し上げるのは控えさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

私は村長就任以来 3 か月、いわゆる四半期ごとに全ての部署とヒアリングを行い、問題意識を共有するとともに、ともに解決策を模索し、事業の適切な進捗管理を行ってまいりました。現在もそれは継続をしております。同時に、このヒアリングで重視してきたことは、各部署が把握している問題や住民ニーズを詳しくタイムリーに把握することにあります。そして、こうした要望を細かく整理し、重要度や緊急度を加味して、限りある財源で予算を編成し、議会の議決をいただき執行してまいりました。

8 年間に執行した事務事業は、全てそうした住民ニーズに基づくものでありますから、その事業が着実に執行されれば、要望していた受益者の方々にはそれぞれ一定の効果が残せたものと考えております。それぞれの事業を語りますと大変な時間が必要となりますので、この場では、議員ご指摘の農業関係とふるさと納税について簡単に触れさせていただきます。

まず、農業。村の基幹産業である農業の基盤安定のために、8 年間でさまざまな施策を行ってまいりました。中でも、特に記憶に残っておりますのは、レンタルハウス整備事業の推進であります。村長就任当時は、過疎債が発行できないために多額の一般財源を要し、年に 3 件ほどしか消化できず、数十人の待機者が増え

続けている状況にありました。これを打開するために、重点施策として一般財源を投入し、年10件に拡大して、連年取り組みました。結果として、令和2年度の7件でもって、待機者は一旦解消されることとなりました。この成果として、裾野の広い農業分野の一面ではありますが、基幹産業の基盤強化や、所得の安定に大きく寄与できたと考えております。

次に、ふるさと納税については職員の努力にも支えられ、堅調に推移しておりまして、過疎債などの財源対策もできない本村の大きなエンジンになっております。おかげさまで、ふるさと応援基金は、平成28年度には1億5000万円であったものが、令和5年度末で約32億2000万円あまりの残高まで大きく増大しております。この基金から毎年、障害をお持ちの方や高齢者への福祉サービスの提供、乳幼児医療費助成や妊産婦健診などの子育て支援策をはじめ各分野の施策に、この基金を財源として充当しておりますので、充当先の分野においては、住民福祉の向上に大きく寄与できているものと捉えております。

一方、このふるさと応援基金の形成がなければ、教育施設集約化の具体化はまだ着手すらできていなかったところでありますので、この基金は、村の将来像を描くにあたって、なくてはならない村民の財産として位置付けております。教育施設集約化は、今年度中にその概算事業費や建設年次割の事業費などが見えてくると思いますので、その上で財源として基金をどう割りつけるかが焦点となってまいります。

こうした作業を経た後は、基金を村民生活の向上のために大切に使うことも必要だと考えております。単発の派手な打ち上げ花火的なイベントも時には大事ですけれども、長く村民への効果や今後の人口減少対策や子育て支援への効果が期待できる使い方が必要であり、あわせて減債基金の積み立てにより、次の世代の負担を減らす取り組みも継続する必要があると考えております。

その第一歩として、令和6年度予算では、子育て応援基金を創設し、保育料の完全無償化、学校給食費の半額、通学費への助成に長期間継続して支援できる体制の整備が徐々に整ってきております。

その後、今後におきましても、村民の皆さまから広くご意見をお伺いをしながら、村民に見える形でふるさと納税の活用を不断の努力で考えていく必要がありますし、その思いは、庁内でも共通の認識として形成ができているものと考えております。以上でございます。

○ 岡村 俊彰 議長
5番濱田圭介君。

○ 濱田 圭介 議員

少し毛色が変わった質問ではございましたが、丁寧なご答弁ありがとうございました。

新型コロナウイルスへの対応など、大変な時期に首長として手話を振るわれた村長には心より敬意を表するものでございます。

さて、今更申すまでもないことですが、私ども行政は、村民の命と財産を守り、福祉の向上を目指すことが最大の責務であります。この福祉という言葉は、幸せを意味します。つまり、村民の皆さんの幸せをより向上させるため、私どもは日々努力を続けています。

今期で退かれます村長は、村民の生活実態やニーズを熟知し、政策立案等の行政経験が豊富な役場職員が後継者として最適とのお考えを示されました。しかしながら私は、何よりもまず、いかに村民の皆さんに寄り添えるかが大切と思っています。ニーズを熟知し、政策立案することだけではなく、常に村民に寄り添い、村民の皆さんの思いを乗せた政策を展開し、その政策をいかに村民の皆さんの幸せにつなげていくか、そのことが最も重要と私は思っています。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○ 岡村 俊彰 議長
答弁求めますか。

○ 濱田 圭介 議員
いえ、求めておりません。

○ 岡村 俊彰 議長
以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。

[10:26 散会]